○農林水産省告示第二千四百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十一月七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　和歌山県伊都郡かつらぎ町大字短野字新林一二七二の四、一二七六の三、大字滝字下東尾一三九〇の一、一三九五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字新林一二七二の四・一二七六の三・字下東尾一三九〇の一・一三九五の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及びかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十一月七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　和歌山県東牟婁郡北山村大字竹原字上ヌ地二五一、二六二、二六三、二七七、二七八、字里山六八三、六八四、六八六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上ヌ地二五一・二六二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二六三、二七七、二七八（次の図に示す部分に限る。）、字里山六八三・六八四・六八六の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び北山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十一月七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見字洞谷五〇三七の二（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字洞谷五〇三七の二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及びすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十一月七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　和歌山県日高郡日高川町大字初湯川字坂本一四六四、一四六五の一、一四六五の四、一四六六の一、一四六六の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字坂本一四六四・一四六五の一・一四六五の四・一四六六の一・一四六六の二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十一月七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　和歌山県田辺市龍神村柳瀬字虎ヶ峯一四〇八の一四（次の図に示す部分に限る。）、一四〇八の一八、一四〇八の一九、一四〇八の二三、一四〇八の三二、一四〇八の五七、一四〇九の一九、一四〇九の二〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字虎ヶ峯一四〇八の一八・一四〇八の一九・一四〇八の二三・一四〇八の三二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一四〇八の五七

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十一月七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県下伊那郡泰阜村七三七五の三、七三七五の四、七三七五の六、七三七五の七、七三七五の一〇、七三七五の一三、七三七五の一四、七三七五の一九

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

泰阜村七三七五の三、七三七五の六、七三七五の一〇、七三七五の一三、七三七五の一四

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び泰阜村役場に備え置いて縦覧に供する。）